私たちの活動に対するあなたの共感と善意をお待ちしております。

寄附金の受け入れ方法

寄附金申込書による受け入れ



b 募金箱による受け入れ



イベントなどで設置します。_(金額自由)

寄附の税制優遇措置(特定寄附金) 平成27年4月1日現在

個人の場合

特典1 所得税(国税)控除

課税所得

(寄附金額) - 2 千円

※対象となる寄附金額は総所得金額の40%が限度

特典2 住民税(県民税)控除

税額控除額=【(寄附金額)-2千円】×4% ※対象となる寄附金額は総所得金額の30%が限度

特典 3 住民税(市税)控除

税額控除額=【(寄附金額)-2千円】×6% ※対象となる寄附金額は総所得金額の30%が限度

例) 所得税率が20%となる方が1万円を 寄附した場合

減税効果

所得税 1.600 円 + 県税 320 円 + 市税 480 円 2, 400円

税額控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。詳 しくは、住民票所在地の市民税担当課、および税務署でご確 認ください。

法人の場合

特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか 少ない金額が損金に算入されます。

- ①特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- ②特別損金算入限度額

$$\left(\frac{2}{2}\right)$$
 当期の $\left(\frac{1}{2}\right)$ $\times \frac{2.5}{1,000} + \frac{1}{2}$ $\times \frac{2.5}{100}$ $\times \frac{1}{4}$ $\times \frac{1}{4}$

特定公益増進法人に対する寄附金のうち 損金に算入されなかった金額は、一般の 寄附金の額に含めます。

〒525-0037

滋賀県草津市西大路町9番6号 草津市立まちづくりセンター2階

tel 077-565-0404 fax 077-565-1221 mail community@kusatsu.or.jp hp http://kusatsu.or.jp

公益財団法人草津市コミュニティ事業団